



# 熊本県公報

第13538号  
令和8年(2026年)  
5月26日(火)  
(毎週 火・金発行)

## 目次

<b>告 示</b>	
○令和8年6月熊本県議会定例会の招集	(財政課) 1
○保安林の指定に関する予定	(森林保全課) 1
○漁業共済義務加入に係る契約締結申込みの同意成立	(団体支援課) 2
○障害者総合支援法による指定障害福祉サービス事業の廃止の届出	(障がい者支援課) 2
○クリーニング師研修及び業務従事者講習の指定	(薬務衛生課) 2
○道路の供用開始	(道路保全課) 3
<b>公 告</b>	
○土地改良区の役員の選任等	(農村計画課) 3
○土地改良区の定款変更の認可	( ) 3
○土地改良区が定める管理規程の認可	( ) 3
○農用地利用集積等促進計画の認可	(担い手支援課) 4
<b>登 載 依 頼</b>	
○令和9年度(2027年度)熊本県立高等学校及び熊本県立併設型中学校入学者選抜におけるインターネット出願システム業務に係る一般競争入札の参加資格等	(高校教育課) 6
○令和9年度(2027年度)熊本県立高等学校及び熊本県立併設型中学校入学者選抜におけるインターネット出願システム業務に係る一般競争入札の実施	( ) 6
○令和8年度(2026年度)教育用コンピュータ等の賃貸借に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等	(教育政策課) 10
○令和8年度(2026年度)教育用コンピュータ等の賃貸借に係る一般競争入札の実施	( ) 11
○特定金属くず買受業法令事務取扱規則	(警察本部生活環境課) 14

## 告 示

### 熊本県告示第424号

令和8年(2026年)6月5日に熊本県議会の定例会を、熊本市に招集する。  
令和8年(2026年)5月26日

熊本県知事 木 村 敬

### 熊本県告示第425号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。

令和8年(2026年)5月26日

熊本県知事 木 村 敬

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県上益城郡山都町緑川字小屏風111番25、111番27、111番28、111番37、111番57から111番59まで、字沢津120番2
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字小屏風111番25・111番27(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産

部森林局森林保全課及び熊本県県央広域本部上益城地域振興局並びに山都町役場に備え置いて縦覧に供する。) )

**熊本県告示第426号**

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出があり、同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認められるので、同条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により、次のとおり公示する。

令和8年（2026年）5月26日

熊本県知事 木 村 敬

区 域	区 分
天草漁業協同組合の地区のうち天草市牛深町の地区	10トン未満の漁船により主としていわし棒受網漁業を営む漁業

**熊本県告示第427号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定による指定障害福祉サービス事業の廃止の届出があったので、同法第51条の規定により公示する。

令和8年（2026年）5月26日

熊本県知事 木 村 敬

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	サービスの種類	廃止年月日
就労継続支援B型事業所 ピュアマインド 玉名郡和水町荻原1172	社会福祉法人 誠和会 玉名郡和水町荻原1172 園田 誠	就労継続支援B型	令和8年（2026年）5月31日

**熊本県告示第428号**

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第8条の2第1項に規定する研修（以下「研修」という。）及び同法第8条の3に規定する講習（以下「講習」という。）として次のとおり指定した。

令和8年（2026年）5月26日

熊本県知事 木 村 敬

- 1 研修及び講習の主催者の名称及び所在地
  - (1) 名称 公益財団法人全国生活衛生営業指導センター
  - (2) 所在地 東京都港区新橋六丁目8番2号
- 2 研修及び講習の種類
  - (1) 第2型研修（研修のうちクリーニング師が通信制で受講するもの）
  - (2) 第2型講習（講習のうちクリーニング業務の従事者が通信制で受講するもの）
- 3 第2型研修及び第2型講習について
  - (1) 受講対象者（第2型研修、第2型講習とも同じ。）  
デジタル方式に対応できない者
  - (2) 受付期間及びレポート提出締切日

区分	受付期間	レポート提出締切日
研修 (第1回)	令和8年（2026年） 7月1日（水）から 同年8月10日（月） まで	令和8年（2026年） 9月15日（火）
研修 (第2回)	令和8年（2026年） 8月20日（木）から 同年9月30日（水） まで	令和8年（2026年） 10月20日（火）
講習 (第1回)	令和8年（2026年） 7月15日（水）から 同年9月30日（水） まで	令和8年（2026年） 11月5日（木）

- (3) 科目及びレポート課題（第2型研修、第2型講習とも同じ。）  
ア 衛生法規及び公衆衛生

- イ 洗濯物の受取、保管及び引渡し
- ウ 洗濯物の処理
- エ 繊維及び繊維製品
- (4) 受講料
  - ア 第2型研修 5,000円
  - イ 第2型講習 4,500円
- 4 研修及び講習の問合せ先  
 公益財団法人熊本県生活衛生営業指導センター  
 熊本市中央区白山一丁目4番9号 末永ビル2階  
 電話番号 096-362-3061

**熊本県告示第429号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和8年（2026年）5月26日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和8年（2026年）5月26日

熊本県知事 木村 敬

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般国道	国道26号	天草市河浦町白木河内字白木新田 113番6地先から 同所 107番地先まで	68.3	防災安全 交付金 (交通安全)
一般国道	国道38号	天草市河浦町白木河内字白木新田 2111番6地先から 同所 2111番6地先まで	12.0	防災安全 交付金 (交通安全)

2 供用を開始する期日 令和8年（2026年）6月1日

**公 告**

**熊本県公告第286号**

菊池市に事務所を置く菊池市土地改良区の役員が次のとおり就任した旨の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第19項の規定により公告する。

令和8年（2026年）5月26日

熊本県知事 木村 敬

役職名	氏 名	住 所
就任 理事	川上 みゆき	菊池市龍門2187番地1

**熊本県公告第287号**

天草市に事務所を置く小宮地新田土地改良区理事長中村三千人から令和8年（2026年）3月26日付けで申請のあった定款の変更については、令和8年（2026年）5月18日付けで認可したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第3項の規定により公告する。

令和8年（2026年）5月26日

熊本県知事 木村 敬

**熊本県公告第288号**

小宮地新田地区土地改良区から申請のあった管理規程の設定については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第57条の2第1項の規定により令和8年（2026年）5月18日付けで認可したので、同条第4項の規定により公告する。

令和8年（2026年）5月26日

熊本県知事 木村 敬

管理規程の概要

小宮地新田地区土地改良区が管理する頭首工の管理に関する規程

**熊本県公告第289号**

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用集積等促進計画を認可したので、同条第7項の規定により公告する。

令和8年（2026年）5月26日

熊本県知事 木 村 敬

1 農用地利用集積等促進計画の概要

所有権の移転を行う者		所有権の移転を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
高村 光則	熊本市	熊本市西区小島下町字大宮新地4988番1
池田 富子	熊本市	熊本市西区小島下町字住吉二番割3744番1
松下 幸輝	熊本市	熊本市西区小島下町字住吉二番割3746番1
徳永 かづよ	八代市	熊本市西区小島下町字大宮新地4986番1
村上 和人	熊本市	熊本市西区河内町白浜字榎原139番1
上野 よし子	熊本市	熊本市西区河内町白浜字小木戸299番4ほか2筆
磯野 弘幸	熊本市	熊本市西区河内町白浜字北実底1762番ほか1筆
南 喜文	熊本市	熊本市西区河内町白浜字南実底1144番1ほか1筆
奥村 貞子	熊本市	熊本市南区無田口町字南三町2116番1ほか2筆
後藤 圭子	東京都豊島区	熊本市南区奥古閑町字加藤1448番1
角田 啓介	熊本市	熊本市北区植木町豊田字中尾1058番ほか1筆
高群 理未	菊陽町	熊本市北区植木町豊田字丸尾1090番
杉浦 臣夫	宇城市	宇城市松橋町浅川字中割288番1ほか3筆
村上 恵理子	福岡県福岡市	宇城市不知火町長崎字浜田458番1
福本 徳彦	宇城市	宇城市三角町中村字湯殿1768番1
水上 隆光	菊池市	菊池市旭志弁利字楠原ノ上921番1ほか3筆
水上 良生	菊池市	菊池市旭志弁利字楠原ノ上924番1ほか2筆
中川 孝一	菊池市	菊池市下河原字市ノ迫3029番2ほか1筆
永田 レイコ	菊池市	菊池市下河原字西梶迫3711番1ほか1筆
迫 恵美	菊池市	菊池市原字佐野原414番2
坂本 博史	菊池市	菊池市米原字山田361番2
上嶋 徳雄	合志市	合志市上庄字壺ノ口653番ほか2筆
西嶋 由紀	大津町	菊池郡大津町大字下町字田地382番
西本 一郎	菊陽町	菊池郡菊陽町大字久保田字田地396番
山城 哲也	阿蘇市	阿蘇市三久保字新塘下836番
高島 武志	阿蘇市	阿蘇市三久保字新塘下840番2
本田 行春	阿蘇市	阿蘇市乙姫字東無田下384番1
阿南 輝和	阿蘇市	阿蘇市波野大字小園字糝ヶ原159番1ほか1筆
田尻 るみ	熊本市	阿蘇市赤水字北田225番1
古吉 勝也	阿蘇市	阿蘇市狩尾字西山崎682番ほか3筆

富永 千秋	熊本市	上益城郡益城町大字小谷字高遊1648番2
松岡 幸喜	益城町	上益城郡益城町大字小池字蕨野1634番
緒方 秀利	益城町	上益城郡益城町大字広崎字菰原17番1ほか2筆
大塚 光子	益城町	上益城郡益城町大字広崎字荒牧116番1
村上 洋一	甲佐町	上益城郡甲佐町大字豊内字塘ノ内1029番2
米村 千鶴子	美里町	上益城郡甲佐町大字船津字上川原1433番1ほか2筆
河田 美佐子 外1名	熊本市	上益城郡甲佐町大字船津字山口原2183番1
豊永 惟義	錦町	球磨郡錦町大字木上東字下り藤2044番2
山園 晃弘	錦町	球磨郡錦町大字木上南字門入536番2ほか1筆
高山 篤	錦町	球磨郡錦町大字木上南字門入589番1
川村 和弘	錦町	球磨郡錦町大字木上南字門入536番1ほか1筆
豊原 直也	錦町	球磨郡錦町大字木上東字砂田225番2
前原 秀樹	錦町	球磨郡錦町大字一武字勘田497番1ほか2筆
落合 忠徳	埼玉県鶴ヶ島市	球磨郡あさぎり町岡原南字新斉堂38番1
米谷 慶一朗	あさぎり町	球磨郡あさぎり町免田東字吉井2742番1
溝部 里津子	あさぎり町	球磨郡あさぎり町上東字永山1565番1
高木 文弘	多良木町	球磨郡多良木町大字久米字年神1825番3ほか1筆
川辺 千保	多良木町	球磨郡多良木町大字久米字年神1825番2
椎葉 輝基	多良木町	球磨郡多良木町大字久米字年神1825番1
久保 三十三	長崎県長崎市	球磨郡多良木町大字多良木字鑑4302番ほか2筆
稲留 久美子	山江村	球磨郡山江村大字山田甲字中鶴1008番2

所有権の移転を受ける者		所有権の移転を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
上田 德行	熊本市	熊本市東区秋津町秋田字上ヶ道上2440番1ほか1筆
前田 勝	熊本市	熊本市南区城南町舞原字出水原725番1ほか2筆
吉川 忠吉	宇城市	宇城市三角町大口字本谷976番
高濱 亮哉	宇城市	宇城市三角町里浦字市ノ川1764番2
吉村 束	宇城市	宇城市三角町戸馳字内潟浦4727番ほか1筆
宮本 俊郎	菊池市	菊池市泗水町永字松ノ下4167番
前田 和幸	菊池市	菊池市木柑子字東山ノ上792番7
宮川 忠幸	菊池市	菊池市赤星字高殿1763番
有限会社やまうち農産	阿蘇市	阿蘇市役犬原字砂原2319番1ほか1筆
久保山 文生	相良村	球磨郡錦町大字木上北字台原9番73ほか1筆

2 認可年月日  
令和8年(2026年)5月18日

## 登載依頼

## 熊本県教育委員会告示第20号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、競争入札に参加する者に必要な資格等について、次のとおり告示する。

令和8年（2026年）5月26日

熊本県教育長 越 猪 浩 樹

## 1 競争入札に付する事項

令和9年度（2027年度）熊本県立高等学校及び熊本県立併設型中学校入学者選抜におけるインターネット出願システム業務委託

## 2 競争入札に必要な資格等

物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。）による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「委託」、業種が「情報処理業務（情報システム全般の設計、開発、維持管理）」に登録されている者であること。なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に定めるところにより、要綱による審査（以下「資格審査」という。）を受け、入札参加資格を得ること。

## 3 入札参加資格を得るための申請方法等

## (1) 申請の方法

2の入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める競争入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要な書類を添付し、(2)の場所に持参又は郵送により提出すること。

## (2) 競争入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問合せ先

熊本県出納局管理調達課管理班  
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号  
電話番号 096-333-2581

## (3) 競争入札参加資格審査申請書の受付期間

公告の日から令和8年（2026年）6月8日（月）午後3時までとする。ただし、受付期間終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。

## (4) 競争入札参加資格審査結果の通知

資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。

## (5) 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から令和11年（2029年）3月31日までとする。

## (6) 有効期間の更新手続

(5)の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく競争入札参加資格審査申請の受付を令和10年（2028年）9月1日から令和10年（2028年）10月31日（熊本県の休日を含める）までとする。また、令和10年（2028年）9月1日から令和10年（2028年）10月31日（熊本県の休日を含める）までとする。また、令和10年（2028年）9月1日から令和10年（2028年）10月31日（熊本県の休日を含める）までとする。また、令和10年（2028年）9月1日から令和10年（2028年）10月31日（熊本県の休日を含める）までとする。

## 熊本県教育委員会公告第26号

一般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により次のとおり公告する。

令和8年（2026年）5月26日

熊本県教育長 越 猪 浩 樹

## 1 競争入札に付する事項

## (1) 業務の名称

令和9年度（2027年度）熊本県立高等学校及び熊本県立併設型中学校入学者選抜におけるインターネット出願システム業務委託

## (2) 業務に係る発注・入札・契約担当部局

熊本県教育庁県立学校教育局高校教育課総務班（熊本県庁行政棟新館8階）  
郵便番号 862-8609 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

## (3) 業務に係る入札事務部局

熊本県出納局管理調達課調達班（熊本県庁行政棟本館2階）  
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

## (4) 業務の内容

令和9年度（2027年度）熊本県立高等学校及び熊本県立併設型中学校入学者選抜におけるインターネット出願システム業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）による。

## (5) 委託期間

契約締結の日から令和9年（2027年）3月31日（水）まで



イ 契約の実績を証する書類（契約書の写し、履行証明書及び業務仕様書）  
 ウ 法人においては貸借対照表、法人格を有していない者は資産を証明する書類  
 エ 法人においては役員名簿及び組織図、法人格を有していない者はその組織等の概要を説明する書類

オ 法人等における個人情報保護方針を明記した書類

(2) 提出方法

電子入札システムにより入札する場合は、(1) アからオに掲げる書類をPDF形式で1つのファイルに集約の上、電子入札システムにより提出すること。ただし、(1) アに掲げる書類に添付する(1) イからオに掲げる書類の電子データの容量が3メガバイトを超える等1つのファイルに集約できない場合は、(1) イからオに掲げる書類の(1) アに掲げる書類に添付して電子入札システムにより提出し、(1) イからオに掲げる書類は、(3) の提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。

なお、入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して提出された競争入札参加資格確認申請は、無効とする。また、紙入札により入札する場合は、(1) アからオに掲げる書類を書面で(3) の提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。

(3) 提出期間

公告の日から令和8年（2026年）6月17日（水）午後3時まで

(4) 提出先

1 (3)の入札事務局

(5) 確認結果の通知

電子入札システムでの提出があった場合は電子入札システムにより、書面での提出があった場合は競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。

4 入札手続等

(1) 入札仕様等に対する質問の受付期間

1 (2)の発注・入札・契約担当部局において公告の日から令和8年（2026年）6月17日（水）午後3時まで受け付ける。

(2) 仕様書及び入札に関する質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式及び入札説明書の取得

入札情報公開サービスシステム及び1 (2) の発注・入札・契約担当部局において公告の日から令和8年（2026年）7月9日（木）まで行う。

(3) 入札の方法

ア 電子入札システムによる入札の方法

電子入札システムによる入札参加資格確認結果の通知を受けた日から令和8年（2026年）7月8日（水）午後3時までに電子入札システムにより入札すること。

イ 紙入札による入札の方法

(ア) 日時 令和8年（2026年）7月9日（木）午前10時

(イ) 場所 1 (3)の入札事務局

(ウ) 入札書の提出方法

くじ番号を記載した入札書（代理人が入札するとき、くじ番号を記載した入札書及び委任状）を(ア)の日時に(イ)の場所へ持参し、提出すること。ただし、郵送又は持参により事前提出を行うときは、令和8年（2026年）7月8日（水）（必着）までに1 (3)の入札事務局へ書留郵便で送付し、又は持参することとする。当該提出においては、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」とし、「親展」と朱書きするとともに、中封筒の表に1 (1)の業務の名称及び開催日時を朱書きし、中封筒の中に入札書を入れること。再入札を想定する場合には、別の中封筒の表に「再入札書」と朱書きした上で、1 (1)の業務の名称を朱書きし、中封筒の中に再入札書を入れること。

(4) 開札の方法及び日時等

開札は、電子入札システムにおいて(3)イ(ア)の日時に行う。ただし、紙入札による入札をした者がいる場合は、当該入札に参加した者又はその代理人の立会い（郵送により入札書を提出した場合等これらの者が立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に関係のない熊本県の職員）の下に(3)イ(イ)の場所で開札を行うものとする。

(5) 入札の回数及び再入札の日時等

入札回数は、2回までとする。1回目の開札後に落札者が決定しない場合は、再入札を行うものとする。原則として再入札は、1回目の開札時刻の1時間後に設定するので、電子入札システムで入札を行った者は、電子入札システムにおいて再入札の通知を受けたときから再入札通知書に掲げる日時までに再入札を行うこと。

なお、再入札の受付締切日時までに再入札を行わなかった者及び紙入札において入札書を郵送等により事前提出した者で再入札書の提出がなかったものは、再入札を辞退したものみなす。

(6) 入札の無効

次のアからカまでのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消しをすることはできない。また、落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。

ア 熊本県競争契約入札心得第8条各号（第3号を除く。）のいずれかに該当する入札

- イ 錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札
- ウ 電子入札システムによる入札において入札金額等必要な事項が入力されていない入札
- エ 電子入札システムによる入札において入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して行った入札
- オ 紙入札による入札において入札書に未記入の項目がある入札
- カ 紙入札による入札において入札金額の有効数字直前に「¥」の記入がない入札

(7) 入札金額の錯誤  
 入札参加者は、入札参加者が行った入札において、明らかに次のア及びイのいずれかに該当する入札であることが判明した場合は、直ちにその旨を1(3)の入札事務部局を窓口として1(2)の発注・入札・契約担当部局に申し出るとともに入札金額錯誤届を提出すること。ただし、当該申出及び入札金額錯誤届の提出は4(3)イ(ア)の日時までとする。

1(2)の発注・入札・契約担当部局は申出及び入札金額錯誤届の提出を行った者から、内容について事情聴取を行い、次のア及びイのいずれかに該当すると認められる場合は、当該入札を無効とすることができる。

ア 入札金額の総額と単価の取り違い

イ 入札金額単位の誤り

(8) 入札の中止等  
 入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をした場合等において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(9) 落札者の決定方法

開札後、熊本県会計規則(昭和60年熊本県規則第11号)第89条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行った者を落札者とす。この場合において、落札者となるべきし同価格の入札をした者が2人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを施行し、落札者10名を決定する。規定に基づき低入札価格について一定の基準を設けているため、その基準を下回った価格で入札を行った者は、最低価格をもつて申込みした者であつても落札者とならない場合がある。

(10) 入札保証金

免除する。

5 契約について

(1) 契約書の作成の要否

要

(2) 契約の締結期限

落札者の決定の日から起算して10日(熊本県の休日を含める条例(平成元年熊本県条例第10号)第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。)を経過した日

(3) 落札者からの契約締結の申出期限

落札者の決定の日から起算して5日(熊本県の休日を含める条例第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。)を経過した日

(4) 契約保証金

契約をしようとする者は、次のア及びイのとおり、熊本県会計規則第77条第1項の規定により、契約金額の100分の10以上の金額を納付し、契約保証金納入書を提出しなければならない。また、契約保証金は、契約上の義務を履行し、入札関係様式に定める契約保証金還付請求書を県に提出したときに還付する。ただし、契約保証金の納付は、同条第2項各号に規定する担保の提供をもつて代えることができ、同規則第78条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。

ア 納付期限 (3)の申出期限

イ 提出場所 1(2)の発注・入札・契約担当部局

6 その他

(1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(2) この調達は、世界貿易機関(WTO)に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

7 問合せ

(1) 問合せ先

ア 入札の業務内容全般(仕様書、確認申請等)に関すること。

熊本県教育庁県立学校教育局高校教育課総務班

電話番号 096-333-2719

イ 競争入札参加資格審査申請に関すること。

熊本県出納局管理調達課管理班

電話番号 096-333-2581

ウ 入札手続(紙入札移行承認等)及び電子入札システム利用届に関すること。

熊本県出納局管理調達課調達班

電話番号 096-333-2580

エ 電子入札システムの操作方法に関すること。

- くまもと県市町村電子入札コールセンター  
電話番号 096-373-2032
- (2) 受付時間  
午前8時30分から午後5時15分まで（熊本県の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日を除く。）

8 Summary

- (1) Name and Content Consignment  
FY2027 Subcontracting for the Online Application System for Kumamoto Prefectural High School and Junior High School Admission Selection
- (2) Date and Place for tender  
Date: July 9th 2026 10:00 a.m.  
Place: Kumamoto Prefectural Government Treasury Bureau, Management and Purchasing Division  
(2nd floor of Prefectural Government Main Building)
- (3) Name of Department in Charge of Bidding Contract  
Upper Secondary Education Division, Prefectural Schools Bureau, Board of Education Secretariat  
Kumamoto Prefectural Government  
6-18-1 Suizenji, Chuo ku, Kumamoto City, Kumamoto Prefecture  
(8th floor of Prefectural Government New Building)  
862-8609, Japan  
Phone: 096-333-2719
- (4) Other  
Language: Japanese  
Currency: Japanese Yen

熊本県教育委員会告示第21号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。

令和8年（2026年）5月26日

熊本県教育長 越 猪 浩 樹

- 1 競争入札に付する事項  
令和8年度（2026年度）教育用コンピュータ等の賃貸借
- 2 入札参加資格  
物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。）による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「委託」、業種（詳細業種）が「リース・レンタル（OA機器類）」に登録されている者であること。  
なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に定めるところにより、要綱による審査（以下「資格審査」という。）を受け、入札参加資格を得ること。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
- (1) 申請の方法  
2の入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める競争入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、(2)の場所に持参又は郵送により提出すること。
- (2) 競争入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問合せ先  
熊本県出納局管理調達課管理班  
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号  
電話番号 096-333-2581
- (3) 競争入札参加資格審査申請書の受付期間  
公告の日から令和8年（2026年）6月8日（月）午後3時までとする。ただし、受付期間終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
- (4) 競争入札参加資格審査結果の通知  
資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
- (5) 入札参加資格の有効期間  
入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から令和11年（2029年）3月31日までとする。
- (6) 有効期間の更新手続  
(5)の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく競争入札参加資格審査申請の受付を令和10年（2028年）9月1日から令和10年（2028年）10月31日（熊本県の休日を定める条例（平成元年熊本県条例第10号）第1条第1項各号に掲げる日を除く。）まで行う。

熊本県教育委員会公告第27号

一般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条の規定により次のとおり公告する。  
令和8年(2026年)5月26日

熊本県教育長 越 猪 浩 樹

1 競争入札に付する事項

- (1) 業務の名称  
令和8年度(2026年度)教育用コンピュータ等の賃貸借
- (2) 業務に係る発注・入札・契約担当部局  
熊本県教育庁教育政策課教育DX・働き方改革推進室働き方改革推進班(熊本県庁行政棟新館7階)  
郵便番号 862-8609 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- (3) 業務に係る入札事務部局  
熊本県出納局管理調達課調達班(熊本県庁行政棟本館2階)  
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- (4) 業務の内容  
令和8年度(2026年度)教育用コンピュータ等の賃貸借要求仕様書(以下「仕様書」という。)による。
- (5) 委託期間  
令和8年(2026年)9月1日(火)から令和13年(2031年)8月31日(日)まで
- (6) 納入期限及び納入場所  
仕様書による。
- (7) 入札方式(紙入札併用案件)  
この入札は、電子入札システムを使用して行う電子入札対象案件であるが、紙入札による入札ができる。ただし、電子システムの利用者登録を既に行っている者については、公告後、次のアからエまでのいずれか該当し、かつ、4(3)アの電子入札システムによる入札期間内に熊本県に熊本県電子入札システム紙入札移行承認願を提出し、熊本県の承認を受けた者を除き、紙入札による入札はできない。  
ア 入札参加者側のシステム障害により電子入札の続行が不可能と認められる者  
イ 登録してある電子入札用電子証明書(以下「ICカード」という。)が失効、閉塞、破損等で使用できなくなり、ICカードの再取得を準備している者  
ウ 名称、住所、代表者等の変更によりICカードの再取得を準備している者
- (8) 入札金額  
入札金額は、1月当たりの賃借料とする。見積りに当たっては、60月賃借料率で計算する。落札決定に当たっては、入札金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額により入札すること。
- (9) 仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得(昭和39年熊本県告示第420号)の規定を準用し、及び熊本県電子入札(物品調達・業務委託等)運用基準の規定を適用する。
- (10) 最低制限価格の設定  
この入札は、最低制限価格を設けない。

2 入札参加者の必要な資格に関する事項

- 次の(1)から(5)までに定める条件の全てを満たす者であること。
- (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成18年熊本県告示第521号)による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「委託」、業種(詳細業種)が「リース・レンタル(OA機器類)」に登録されている者であること。  
なお、入札参加資格を有していない場合は、次のアからエまでのとおり競争入札参加資格審査申請を受け付ける。また、入札参加資格を有している場合で、本入札に参加するために登録内容の変更が必要なときは、入札参加資格申請内容変更届を次のアの受付期間以降も随時受け付けるが、3(3)の提出期間の末日までに登録内容の変更が間に合わない場合がある。  
ア 競争入札参加資格審査申請書(入札参加資格申請内容変更届を含む。)の受付期間

- イ 公告の日から令和8年(2026年)6月8日(月)午後3時まで  
競争入札参加資格審査申請書の提出先  
熊本県出納局管理調達課管理班(熊本県庁行政棟本館2階)  
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- ウ 競争入札参加資格審査申請書の様式、手引等  
熊本県庁ホームページの管理調達課ページからダウンロードすること。
- エ 提出の方法  
イの提出先へ熊本県ホームページの管理調達課ページを確認の上、提出すること。  
提出する場合は、アの受付期間内とする。

- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てを行った者又は申立てを受けること。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てを行った者又は申立てを受けること。
- (4) 納入しようとする物品が仕様書に示す仕様に適合していること。
- (5) 熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）第2条第1項の規定による指名停止の期間中でないこと。

3 入札参加のための確認申請

(1) 提出書類  
この入札に参加を希望する者は、2(2)から(4)までに定める条件の全てを満たす者であることの確認を受けるため、次に掲げる書類を提出すること。

- ア 競争入札参加資格確認申請書
- イ 仕様適合確認書
- ウ 仕様が確認できる資料（カタログ等）

(2) 提出方法

電子入札システムにより入札する場合は、(1)アからウまでに掲げる書類をPDF形式で1つのファイルに集約の上、電子入札システムにより提出すること。ただし、(1)アに掲げる書類に添付する(1)イ及びウに掲げる書類の電子データの容量が3メガバイトを超える等1つのファイルに集約できない場合は、(1)イ及びウに掲げる書類の目録を(1)アに掲げる書類に添付して電子入札システムにより提出し、(1)イ及びウに掲げる書類は、(3)の提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。

なお、入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して提出された競争入札参加資格確認申請書は、無効とする。また、紙入札により入札する場合は、(1)アからウまでに掲げる書類を書面で(3)の提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。

(3) 提出期間

公告の日から令和8年（2026年）6月24日（水）午後3時まで

(4) 提出先

1 (3)の入札事務局

(5) 内容の確認

入札参加希望者は、契約担当者から(1)イ及びウの書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

(6) 確認結果の通知

電子入札システムでの提出があった場合は電子入札システムにより、書面での提出があった場合は競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。

4 入札手続等

(1) 入札仕様等に対する質問の受付期間

1 (2)の発注・入札・契約担当部局において公告の日から令和8年（2026年）6月24日（水）午後3時まで受け付ける。

(2) 仕様書及び入札に関する質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式及び入札説明書の取得

入札情報公開サービスシステム及び1(2)の発注・入札・契約担当部局において公告の日から令和8年（2026年）7月7日（火）まで行う。

(3) 入札の方法

ア 電子入札システムによる入札の方法

電子入札システムによる入札参加資格確認結果の通知を受けた日から令和8年（2026年）7月6日（月）午後3時までに電子入札システムにより入札すること。

イ 紙入札による入札の方法

(ア) 日時 令和8年（2026年）7月7日（火） 午前10時

(イ) 場所 1(3)の入札事務局

(ウ) 入札書の提出方法

くじ番号を記載した入札書（代理人が入札するとき、くじ番号を記載した入札書及び委任状）を(ア)の日時に(イ)の場所へ持参し、提出すること。ただし、郵送により提出を行うときは、令和8年（2026年）7月6日（月）（必着）までに1(3)の入札事務局へ書留郵便で送付し、又は持参することとする。当該送付においては、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」及び「親展」と朱書するとともに、中封筒の表に1(1)の業務の名称及び開札日時を朱書し、中封筒の中に入札書を入れること。再入札を想定する場合には、別の中封筒の表に「再入札書」と朱書した上で、1(1)の業務の名称を朱書し、中封筒の中に再入札書を入れること。

(4) 開札の方法及び日時等

開札は、電子入札システムにおいて(3)イ(ア)の日時に行う。ただし、紙入札による入札をした者がいる場合は、当該入札に参加した者又はその代理人の立会い（郵送により入札書を提出した場合等これらの者が立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に係らない熊本県の職員）の下に(3)イ(イ)の場所で開札を行うものと

する。  
 (5) 入札の回数及び再入札の日時等  
 入札回数は、2回までとする。1回目の開札後に落札者が決定しない場合は、再入札を行うものとする。原則として再入札は、開札時刻の1時間後に設定するので、電子入札システムで入札を行った者は、電子入札システムにおいて再入札の通知を受けたときから再入札通知書に掲げる日、時までには再入札を行うこと。  
 なお、再入札の受付締切日時までに再入札を行わなかった者及び書面により入札書を郵送した者で再入札書の提出がなかったものは、再入札を辞退したものとみなす。

(6) 入札の無効  
 次のアからカまでのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消しをすることはできない。また、落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。

ア 熊本県競争契約入札心得第8条各号(第3号を除く。)のいずれかに該当する入札

イ 錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札

ウ 電子入札システムによる入札において入札金額等必要な事項が入力されていない入札

エ 電子入札システムによる入札において入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して行った入札

オ 紙入札による入札において入札書に未記入の項目がある入札

カ 紙入札による入札において入札金額の有効数字直前に「¥」の記号がない入札

(7) 入札金額の錯誤  
 入札参加者は、入札参加者が行った入札において、明らかに次のア及びイのいずれかに該当する入札であることが判明した場合は、直ちにその旨を1(3)の入札事務局を窓口として1(2)の発注・入札・契約担当部局に申し出るとともに入札金額錯誤届を提出すること。ただし、当該申出及び入札金額錯誤届の提出は4(3)イ(ア)の日時までとする。

1(2)の発注・入札・契約担当部局は申出及び入札金額錯誤届の提出を行った者から、内容について事情聴取を行い、次のア及びイのいずれかに該当すると認められる場合は、当該入札を無効とすることができる。

ア 入札金額の総額と単価の取り違い

イ 入札金額単位の誤り

(8) 入札の中止等  
 入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をした場合等において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(9) 落札者の決定方法  
 開札後、熊本県会計規則(昭和60年熊本県規則第11号)第89条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。この場合において、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。

(10) 入札保証金  
 免除する。

5 契約について  
 (1) 契約書の作成の要否  
 要

(2) 契約の締結期限  
 落札者の決定の日から起算して10日(熊本県の休日をも定める条例(平成元年熊本県条例第10号)第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。)を経過した日

(3) 落札者からの契約締結の申出期限  
 落札者の決定の日から起算して5日(熊本県の休日をも定める条例第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。)を経過した日

(4) 契約保証金  
 契約をしようとする者は、次のア及びイのとおり、熊本県会計規則第77条第1項の規定により、契約金額(1月当たりの借入代金)に借入月数(60月)を乗じて得た額の100分の10以上の金額を納付し、契約保証金納入書を提出しなければならない。また、契約保証金は、契約上の義務を履行し、入札関係様式に定める契約保証金還付請求書を県に提出したときに還付する。ただし、契約保証金の納付は、同条第2項各号に規定する担保の提供をもって代えることができ、同規則第78条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。

ア 納付期限 (3)の申出期限

イ 提出場所 1(2)の発注・入札・契約担当部局

6 その他  
 (1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(2) この調達は、世界貿易機関(WTO)に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

7 問合せ

(1) 問合せ先

ア 入札の業務内容全般（仕様書、確認申請等）に関すること。

熊本県教育庁教育政策課教育DX・働き方改革推進室

電話番号 096-333-2673

ファックス番号 096-384-1509

イ 競争入札参加資格審査申請に関すること。

熊本県出納局管理調達課管理班

電話番号 096-333-2581

ファックス番号 096-381-9010

ウ 入札手続（紙入札移行承認等）及び電子入札システム利用届に関すること。

熊本県出納局管理調達課調達班

電話番号 096-333-2580

ファックス番号 096-381-9010

エ 電子入札システムの操作方法に関すること。

くまもと県市町村電子入札コールセンター

電話番号 096-373-2032

ファックス番号 096-370-5455

(2) 受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで（熊本県の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日を除く。）

8 Summary

(1) Name and quantity of commodity

A Set of personal computer for education

・77 personal computers

・peripheral equipments and softwares

(2) Date and place to tender

Date: July 7th, 2026, 10:00 am

Place: Kumamoto Prefectural Government Treasury Bureau, Management and Procurement Division

(2nd floor of Prefectural Government Main Building)

(3) Name of Department in Charge of Bidding Contract

Educational Policy Division

Board of Education Prefectural Office of Kumamoto

6-18-1 Suizenji, Chuoku, Kumamoto-City, Kumamoto Prefecture

862-8609, Japan

Phone: 096-333-2673

(4) Other

Language: Japanese

Currency: Japanese Yen

熊本県公安委員会規則第4号

特定金属くず買受業法令事務取扱規則を次のように定める。

令和8年5月26日

熊本県公安委員会委員長 甲斐 隆博

特定金属くず買受業法令事務取扱規則

(氏名等の表示)

第1条 盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律（令和7年法律第75号。以下「法」という。）第5条の規定による表示は、氏名等表示票（別記様式第1号）により行うものとする。

(行政処分)

第2条 警察署長は、法第11条又は第12条の規定による行政処分を必要とする事案が判明したときは、遅滞なく、行政処分上申書（別記様式第2号）により、違反事実等を証明する書類を添えて熊本県警察本部生活環境課長を経由して上申するものとする。

2 行政処分被処分者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める様式により、原則として被処分者は、係る行政処分上申書を警察署長を経由して行うものとする。

(1) 法第11条の規定による指示 指示書（別記様式第3号）

(2) 法第12条の規定による営業の停止 営業停止命令書（別記様式第4号）

3 公安委員会及び警察署長は、行政処分台帳（別記様式第5号）を備え付け、行政処分の理由、結果その他必要な事項を記録しておくものとする。

(報告徴収)

第3条 法第13条に規定する報告徴収は、報告・資料提出要求書（別記様式第6号）により行うものとする。  
附 則  
この規則は、令和8年6月1日から施行する。

別記様式第1号 (第1条関係)

### 氏 名 等 表 示 票

#### 特定金属くず買受業

開始届出書を提出した 公安委員会	熊本県公安委員会
届 出 番 号 等	第 号
氏 名 又 は 名 称	
営業所の名称	

備考

- 1 この様式は、特定金属くず買受業を営む者が営業所に表示する氏名等の様式とする。
- 2 文字及び枠線の色彩は黒色、地の色彩は白色とする。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

別記様式第2号 (第2条関係)

熊 第 号  
年 月 日

熊本県公安委員会 殿

警察署長

行 政 処 分 上 申 書

次のとおり行政処分を必要とする事案が判明したので上申する。

被 処 分 者	本 籍 (法人の名称)			
	住 所 法人の(所在地)			
	営業所の名称			
	営業所の所在地			
	氏名・生年月日 (法人の代表者)	年 月 日生		
特定金属くず買受業 開 始 届 出 年 月 日	年 月 日			
届出書を提出した 公 安 委 員 会	公安委員会	届 出 書 の 届 出 番 号 等	第	号
前科、行政処分 の有無及び行状				

上 申 の 理 由

処 分 に 対 す る 意 見

参 考 事 項  
(送致、刑事処分の  
意 見 な ど )

別記様式第3号(第2条関係)

熊本県公安委員会達第 号

指 示 書

住 所  
名称又は氏名 殿  
(法人にあつては  
その代表者の氏名)

盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律(令和7年法律第75号)第11条の規定により、次のとおり指示する。

指示事項

理 由

年 月 日

熊本県公安委員会 

教 示 事 項

- 1 この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、熊本県公安委員会に対して審査請求をすることができます(なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- 2 この処分の取消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、熊本県を被告として(訴訟において熊本県を代表する者は熊本県公安委員会となります。)提起することができます(なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

別記様式第4号(第2条関係)

熊本県公安委員会達第 号

営 業 停 止 命 令 書

住 所  
名 称 又 は 氏 名 殿  
(法人にあつては  
その代表者の氏名)

盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律(令和7年法律第75号)第12条の規定により、次のとおり特定金属くず買受業の停止を命ずる。

停止の範囲

停止の期間

年 月 日から  
年 月 日まで 日間

理 由

年 月 日

熊本県公安委員会 印

教 示 事 項

- この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、熊本県公安委員会に対して審査請求をすることができます(なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- この処分の取消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、熊本県を被告として(訴訟において熊本県を代表する者は熊本県公安委員会となります。)提起することができます(なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。



別記様式第6号(第3条関係)

報告・資料提出要求書

熊本県公安委員会達第 号  
年 月 日

住 所  
名称又は氏名 殿  
(法人にあっては、  
その代表者の氏名)

熊本県公安委員会 印

盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律(令和7年法律第75号)第13条第1項の規定により、報告・資料の提出を要求する。

要 求 事 項	
要 求 理 由	
報 告 ・ 資 料 提 出 期 限	年 月 日
報 告 ・ 資 料 提 出 先	

教 示 事 項

- この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、熊本県公安委員会に対して審査請求をすることができます(なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- この処分の取消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、熊本県を被告として(訴訟において熊本県を代表する者は熊本県公安委員会となります。)提起することができます(なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。